

(府省庁等名：環境省)

質問 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（案）」についての質問提出用紙

(通し番号：1)

府省名	環境省	TEL（直通）	03-5521-8211
部局課室名	大臣官房総務課	FAX	
担当者名	樋口 様	e-mail	

質問内容

(第2の1パラ関連)

概要調査地区等の選定に当たって、地質と地域の経済社会に及ぼす影響を調査することとしているが、本基本方針の冒頭2パラでは、人間の生活環境から隔離することとされており、また、原子力発電環境整備機構によれば、高レベル放射性廃棄物の地層処分施設の地上施設は100～200haの敷地面積となるとされていることから、自然環境が豊かな地域において大規模な開発事業が行われることが想定される。このため、地質や経済社会への影響だけでなく、自然環境を始めとする環境に及ぼす影響についても調査すべきと考えるが、貴見を伺いたい。

回答

今回追加したい調査は、処分地選定を円滑に進めていくべく、関係住民とのコミュニケーションを充実させるために行うものと考えており、関係住民の関心事項である限りにおいて、地域の経済社会に及ぼす影響の中には、御指摘の環境に及ぼす影響も含まれていると考えています。

(通し番号：2)

質問内容

(第2の3パラ関連)

「関係地方公共団体」の範囲はどこまでか、最終処分施設を建設しようとする区域を管轄する地方公共団体だけでなく、当該建設事業により影響を受ける地方公共団体がいればそれも含まれるのか、具体的に御教示いただきたい。

回答

法律第4条第5項に基づき、概要調査地区等を選定する際には、その所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴くこととなっています。御質問の関係地方公共団体としては、同様に、概要調査地区等の所在地を管轄する地方公共団体を想定しています。

質問 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（案）」についての質問提出用紙

(通し番号：1)

府省名	原子力規制委員会	TEL（直通）	03-5114-2117
部局課室名	安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）	FAX	03-5114-2181
担当者名	宮脇、吉田	e-mail	

質問内容

今回、基本方針のみの改定とし、最終処分計画を改定しない理由は何か。

回答

最終処分計画には、法律上、廃棄物の量の見込み等を規定することとなっています。廃棄物の量の見込み等は、将来の原子力利用の絵姿とも関係します。一方、現在、総合資源エネルギー調査会において、将来のエネルギーミックスについて議論しているところです。

したがって、この議論に一定の結論が出ることを待ってから、最終処分計画改定の検討を開始したいと考えています。

(通し番号：2)

府省名	原子力規制委員会	TEL (直通)	03-5114-2117
部局課室名	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)	FAX	03-5114-2181
担当者名	宮脇、吉田	e-mail	

質問内容

現行の基本方針において、「最終処分業務」としていた用語を「最終処分事業」に改めた理由は何か。

回答

現行の基本方針において、御指摘の両方の用語が同義であるにもかかわらず混在していたため、今回、統一することとしました。

(通し番号：3)

府省名	原子力規制委員会	TEL (直通)	03-5114-2117
部局課室名	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)	FAX	03-5114-2181
担当者名	宮脇、吉田	e-mail	

質問内容
<p>「最終処分事業」という用語と「特定放射性廃棄物の最終処分」という語句の用例があるが、両者の語義の差違は何か。</p>

回答
<p>「特定放射性廃棄物の最終処分」は、法律第2条第2項に定められているとおり、特定放射性廃棄物を必要な措置を講じて最終的に処分することであり、「最終処分事業」は、そうした処分に向けた処分実施主体の事業のことです。</p>

(通し番号：4)

府省名	原子力規制委員会	TEL (直通)	03-5114-2117
部局課室名	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)	FAX	03-5114-2181
担当者名	宮脇、吉田	e-mail	

質問内容

(第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項 関係)

「最終処分に関する政策の可逆性」及び「最終処分事業の可逆性」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか示されたい。

回答

法律やその下位法令等で定めている処分地選定プロセス等に係る国の政策や、当該政策に基づいて処分実施主体が進める調査や施設建設等の事業について、それらが施行・着手された後においても将来見直すことを想定しています。

(通し番号：5)

府省名	原子力規制委員会	TEL (直通)	03-5114-2114
部局課室名	長官官房総務課	FAX	03-5114-2173
担当者名	田口、小林、谷川	e-mail	

質問内容

(第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項 関係)

「基本的に最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保する」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか示されたい。

回答

法律やその下位法令等で定めている処分地選定プロセス等に係る国の政策や、当該政策に基づいて処分実施主体が進める調査や施設建設等の事業について、それらが施行・着手された後においても将来見直す可能性があることを規定しています。

なお、こうした見直しの可能性に関し、例えばその期限や条件の設定など、具体的に今後検討すべき論点があることを踏まえ、「基本的に」と規定しています。

(通し番号：6)

府省名	原子力規制委員会	TEL (直通)	03-5114-2114
部局課室名	長官官房総務課	FAX	03-5114-2173
担当者名	田口、小林、谷川	e-mail	

質問内容

(第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項 関係)

「基本的に最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保する」としているにも関わらず、「このため」以降では、「機構は、特定放射性廃棄物が最終処分施設に搬入された後においても、安全な管理が合理的に継続される範囲内で」と可逆性を担保する範囲を限定している理由を示されたい。

回答

「このため」の前では、総論として政策や事業の可逆性を担保することを規定しており、その後では、こうした総論の中で、現時点で決定する事項を規定しているという整理です。

(通し番号：7)

府省名	原子力規制委員会	TEL (直通)	03-5114-2117
部局課室名	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)	FAX	03-5114-2181
担当者名	宮脇、吉田	e-mail	

質問内容

(第5 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項 関係)

「最終処分施設を閉鎖せずに回収可能性を維持した場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか示されたい。

回答

予定している量の廃棄物をすべて地下施設に定置した後においても、しばらくの間、例えば、地上と地下施設のアクセス坑道を閉鎖しない場合を想定しています。

(通し番号：8)

府省名	原子力規制委員会	TEL (直通)	03-5114-2117
部局課室名	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)	FAX	03-5114-2181
担当者名	宮脇、吉田	e-mail	

質問内容

(第5 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項 関係)

「最終処分施設を閉鎖せずに回収可能性を維持した場合」については、その具体的内容が明らかではないが、原子炉等規制法第51条の2第1項第3号に掲げる廃棄物管理(廃棄物管理の事業)として同法に基づく規制の適用を受ける可能性があることも認識したものであるのか。

回答

「最終処分施設を閉鎖せずに回収可能性を維持した場合」は、前述のとおり、予定している量の廃棄物をすべて地下施設に定置した後においても、しばらくの間、例えば、地上と地下施設のアクセス坑道を閉鎖しない場合を想定していますが、埋設の一環で行われているものであることから、当方としては原子炉等規制法第51条の2第1項第3号に掲げる廃棄物管理(廃棄物管理の事業)に係る規制は適用されないと認識しております。しかしながら、いずれにせよ、同法の解釈権を持つ貴庁に逆に確認させて頂きたいと存じます。

(府省庁等名：農水省)

質問 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（案）」についての質問提出用紙

(通し番号：1)

府省名	農水省	TEL（直通）	03-6744-2395
部局課室名	大臣官房食料安全保障課	FAX	03-6744-2396
担当者名	宗 様	e-mail	██████████

質問内容

改定案の第7の第1パラグラフにおいて、「国は」とあるが、ここでいう「国」に農林水産省は含まれるのか。
※本基本方針の意味を明確にするため。

回答

地域の持続的発展を図る上で、今後、それに資する支援措置を検討し講じていくことについて当該地域に期待される省庁が、国に含まれるものと考えています。こうした考えの下、農林水産業を主要な産業とする地域も存在することから、農林水産省も含まれるものと考えています。

(通し番号：2)

質問内容

質問1において、仮に農林水産省が含まれる場合、現行条文の第7の第1パラグラフにおける「国」についても、農林水産省が含まれているという理解でよろしいか。
※本基本方針の意味を明確にするため。

回答

現行においても「地域支援措置を講じ、地域の振興に資することが重要である」とされており、その趣旨は、現行と改定後で何ら変わるものではないと考えられることから、前述した理由により、現行においても農林水産省は含まれているものと考えています。

(通し番号：3)

質問内容

改訂後、国は、この基本方針に基づいて、「当該地域の持続的発展に資する総合的な支援措置」（改定案第7第1パラグラフ）を講ずることが義務づけられるのか。
また、具体的にどのような支援措置を想定しているかご教示願います。
※本基本方針の意味を明確にするため。

回答

改定案では、支援措置を「検討し講じていくことが重要である」としており、必ずしも義務付けられるものではありません。しかしながら、「重要である」としている趣旨に鑑み、特段の理由がない限り、まず検討を開始するものと考えています。
また、支援措置としては、例えば、産業の振興や雇用の確保、住民の生活環境の改善等に資する措置のほか、風評被害対策も想定しています。

再質問 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（案）」についての質問提出用紙

(通し番号：1)

府省名	原子力規制委員会	TEL (直通)	03-5114-2114
部局課室名	長官官房総務課	FAX	03-5114-2173
担当者名	田口、小林、谷川	e-mail	

質問内容

(第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項 関係)

「基本的に最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保する」としているにも関わらず、「このため」以降では、「機構は、特定放射性廃棄物が最終処分施設に搬入された後においても、安全な管理が合理的に継続される範囲内」と可逆性を担保する範囲を限定している理由を示されたい。

回答

「このため」の前では、総論として政策や事業の可逆性を担保することを規定しており、その後では、こうした総論の中で、現時点で決定する事項を規定しているという整理です。

再質問内容

(第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項 関係)

「基本的に最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保する」ことの具体的な事項は、現時点では、「このため」の後で規定されている事項のみを想定しているが、将来的には、「このため」の後で規定されている事項以外の方法等も採用される可能性があるという理解で良いか。

再回答

貴殿の理解の通りです。

(府省庁等名：環境省)

意見 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（案）」についての意見提出用紙

(通し番号：1)

府省名	環境省	TEL（直通）	03-5521-8211
部局課室名	大臣官房総務課	FAX	
担当者名	樋口	e-mail	

意見内容

特定放射性廃棄物の最終処分は、基本方針によれば、人間の生活環境から隔離して行われることとされているものの、原子力発電環境整備機構によれば、地上施設は100～200haの敷地面積となるとされていることから、自然環境に対して相当程度の影響を及ぼしうる大規模な開発事業となることが想定される。このため、機構が実施する文献調査、概要調査及び精密調査に当たって、また、概要調査地区等の選定に当たっては、必要に応じて環境保全に係る専門家などに意見を聴きながら、環境保全に十全を期していくことが必要であるため、環境行政を総合的に推進する任に当たる当省と事前に調整させていただきたい。

回答

処分事業に関し、環境保全の観点は今後の論点と認識しています。本観点からの措置をどのように講ずるかについては、引き続き貴省と議論させていただきたいと存じます。